

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月から、A市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、〇部に配属されて〇係長として販売業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日新たな部長が赴任したが、同年〇月か〇月頃から、連日のように、人格を否定したり、転勤を示唆するような発言を威圧的に声を荒げて厳しく言われるようになり、意見を述べようとしても話を遮って聞いてくれない状態になったとしている。

また、請求人は、平成〇年〇月頃から、上司の言葉にビクビクした精神状態を自覚するようになったという。請求人は、このような体調のため、平成〇年〇月〇日、D心療内科に受診したところ、「抑うつ状態」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、精神障害の発病時期について、D心療内科を受診した平成〇年〇月〇日であると主張しているが、平成〇年〇月〇日付けのK医師回答書には、「不眠等の症状は平成〇年〇月より認められるようになったと判断する。」と記載されていること及びその他請求人の症状の経過等から、当審査会は、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会の意見書のとおり、請求人が平成〇年〇月〇日頃にICD-10診断ガイドラインの「F41.2混合性不安抑うつ障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会は、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 本件疾病の発病前おおむね6か月間において、長時間労働など「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) そこで、「特別な出来事」以外の出来事について、以下、検討する。

請求人らは、平成〇年〇月ないし〇月頃からのE部長の一連の言動が認定基準の「ひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」に該当すると主張しているため、以下、検討する。

ア 請求人は、E部長が、平成〇年〇月か〇月頃、ミーティング及び業務報告の際に、「これぐらいの仕事量なら、F次長、G係長、Hの3人がいたら十分だ。後は人件費がかかるだけ」、「何年営業やっている。何年経ってもできていない。」といった発言に加え、「地方に飛ばすぞ。」など地方への転勤を示唆する威圧的な発言をするようになったと述べている。

(ア) この出来事は認定基準の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するが、これらの発言のうち、「何年営業やっている。何年経ってもできていない。」という発言については、E部長が「仕事はノウハウの蓄積だよ。時間に流されて仕事をしていても時間ばかりが経っているだけで、何も蓄積されないよ。」と話したと述べていることが認められる。これらの発言は業務に関するノウハウの蓄積に関する業務上の指導であると評価するのが相当であり、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(イ) 請求人が主張するE部長からの上記以外の発言については、同人はもとより他の会社関係者（F次長、G及びH事務員及び元同僚Iも認めておらず、他に裏付ける資料も認められないことから事実であることが確認できない。

イ また、請求人は、平成〇年〇月上旬の飲み会を境にE部長の請求人への対応が更に厳しくなって、「作り話を言うな。」、「適当なことを言うな。」、「お前の言っていることは信用できない。」と言って請求人の話を遮ってくるようになったと述べている。

(ア) この主張を出来事に当てはめると、認定基準の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するが、それらの発言のうち、「作り話を言うな。」、「適当なことを言うな。」の発言については、E部長も認めているものの、Hは「請求人にはミスや怠慢、虚偽の報告があった。」旨述べ、本社J課長が、「請求人の仕事には問題があつて本社からも指導及び改善命令を行っていた」旨述べていることに鑑みると、同部長の発言は業務指導の範囲を超えているとまでは評価できず、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断するのが相当である。

(イ) なお、E部長のその他の発言（「お前にこういうことを言って、おれはストレスを発散しているんだ。」、「干してやるぞ。」など）については、同

部長はもとより、会社関係者の申述等から確認できず、客観的な事実と認めることはできない。

ウ 請求人らは、E部長の嫌がらせは6か月もの間執拗に行われた旨主張しているが、会社関係者の申述等から確認することができず、その主張は採用できない。

エ 請求人は、平成〇年〇月〇日、納車予定車を赤字で記入しなかったことで、E部長から叱責された際、「もういい加減にしてくれや。」「言うこと聞かないなら転勤願い出せや。」「辞めろ。」「辞表を出せ。」などと言われたことについては、請求代理人から提出されている「調査報告書」及びE部長作成の陳述書から事実と認められるものの、発病後の出来事である。この発言は、請求人にとって厳しいものであるとしようかがあるが、認定基準上、発病後の出来事は評価の対象とならないとともに、発病後の悪化の要因として考えられる「特別な出来事」であると認めることもできない。

オ 以上、E部長が、請求人の発病前に、①ノウハウの蓄積に関する業務指導を行ったこと、②「作り話を言うな。」、③「適当なことを言うな。」と発言したことは認められるところ、これら関連する出来事の心理的負荷の総合評価はいずれも「弱」であるから、当審査会としても、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であると判断する。

なお、請求代理人から、平成〇年〇月〇日付けで「判決文」（平成〇年（〇）第〇号 損害賠償請求事件）が当審査会に提出されたため、改めて子細に検討したが、結論を変更すべき根拠を見いだすことは出来なかったことを付言する。

3 以上のとおり、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。